



令和 4 年 6 月号



三上税理士法人発行  
オリジナル事務所通信

代表  
便り

### 3 月決算！

いよいよクールビズの季節ですね。ネクタイを締めていると良い点もありますが、やっぱり無い方が気持ちいい！

さて 5 月は総会のシーズンとなり、色々な総会が開催されます。その開催や参加だけでもかなりの重労働となりますが、更に今年は懇親会も入ってきますので、少々仕事の段取りを見直さないとと思っているところです。



税理士としては、3 月決算・5 月申告というのが、確定申告に続く大きな山の一つになります。

弊社としても、法人顧客 430 件のうち 80 件が 3 月決算となります（18.6%）。全国平均（国税庁）によると、264 万件のうち 54 万件となるそうです（20.4%）。弊社の顧問先は決算月が平均よりも若干散らばっているようで、事務所としては大変ありがたいと思います。

ちなみに、確定申告が終わりまして、今年の確定申告数は 563 件。そのうち、複式簿記をやっているような個人事業主や大規模地主さんの申告数は 282 件。法人に比べると 1 件あたりの処理量は小さいものの、これだけ 12 月決算と 3 月 15 日申告が固まってしまうと、それは BLACK 企業になってしまいます。かと言って、繁忙期に合わせて人材をいれておくと、人件費過多になってしまいますし。

まぐる漁船のように、12 月から 5 月までフル出勤（土日祝も）・朝 9 時から夜 10 時の労働、そして 6 月から 11 月までは休み、という社員（これで年間の労働時間が一緒になる）を採用できるような仕組みを希望。働き方改革（笑）！

本店  
便り

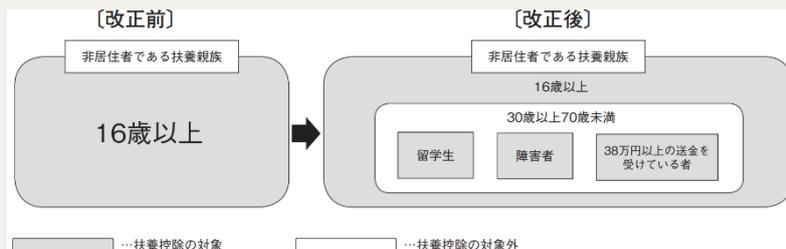
### 国外居住親族の扶養控除の要件を見直し

文責：亀田

2023 年（令和 5 年）分以後の所得税について適用されます。

親族が長期留学している従業員や、外国人労働者を雇用する企業や個人事業者等は注意が必要となります。現行所得税法は、控除対象扶養親族を国内外問わず「扶養親族のうち、年齢 16 歳以上の者」と定義していますが、今回の見直しでは原則、扶養控除の適用対象者から、日本国外に居住する扶養親族のうち 30 歳以上 70 歳未満の者が除外されることになりました。ただし例外として、上記のうち下記のいずれかに該当する者については、扶養控除の適用対象者となります。

- (ア) 留学により非居住者となった者
  - (イ) 障害者
  - (ウ) その適用を受ける居住者から生活費又は教育費に充てるための支払を年 38 万円以上受けている者
- ※年齢は 12 月 31 日現在。16 歳以上 30 歳未満と年齢 70 歳以上は従来通り適用対象



※出典：国税庁 令和 3 年版  
源泉徴収のあらまし

現在でも、国外居住親族が扶養控除の対象となることを確認するために、親族関係書類や送金関係書類を確定申告時は添付、年末調整時は提示又は提出して頂く必要がありますが、令和 5 年以降はそれらに加えて上記(ア)に該当する場合は、外国政府等が発行した留学による在留者を証明する書類を、(ウ)に該当する場合は、現行の送金関係書類で送金等が年 38 万円以上であることを明らかにする書類を添付等しなくてはなりません(全て和訳も必要です)。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

また(ウ)については、本人又は代理人が一時帰国した際に生活費等を現金で非居住者である親族に渡している場合などは、送金証明書がないことになり、扶養控除等の適用は受けることができなくなります。また、非居住者である親族を複数人扶養している方は、扶養申告をする際にそれぞれの親族に個別に送金等を行った証明書を添付する必要があります。

ご不明な点等ございましたら、各担当者にご質問ください。

【参考】国税庁 令和3年版 源泉徴収のあらまし 税制改正等の内容

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/aramashi2020/pdf/01.pdf>

## 6月の税務

- ・ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分) **納付期限…6月中において各自治体の条例で定める日**
- ・ 4月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉、  
10月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分) **申告期限…6月30日(木)**
- ・ 所得税の予定納税額の通知 **6月15日(水)**

### 経営情報

## 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応について

文責：渡邊

令和5年10月1日から開始する消費税のインボイス制度を契機に、免税事業者との取引条件の見直しを検討する動きがあります。独占禁止法や下請法の観点から、こうした免税事業者との取引に関する対応の考え方が以下になります。

まず、取引先である免税事業者に対して、課税事業者になるように要請すること自体は独占禁止法上問題にはなりません。しかし、要請にとどまらず、「課税事業者にならない場合は取引価格を引き下げる」「取引を打ち切る」などと一方的に通告することは、独占禁止法や下請法上、問題となる恐れがあります。そのため、インボイス制度の導入を踏まえて、取引先と取引価格の交渉を行う場合は、一方の都合のみで価格を設定する等しないように注意が必要となります。

インボイス制度に関する届出や検討事項については、担当者より該当のお客様へ順次ご案内いたします。ご意見・ご質問等ございましたら担当者までご連絡ください。

【参考】公正取引委員会 HP 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A

[https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice\\_qanda.html](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html)

公正取引委員会 HP インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

[https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice/invoice\\_jirei.pdf](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice/invoice_jirei.pdf)

インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

**【事例1】**

- 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- 取引完了後、**インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため**、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、**消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないこと**にした。

>それ、下請法違反です！

発注者（買手）が下請事業者に対して、免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「下請代金の減額」として問題になります。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

**【事例2】**  
 ○ 継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行った。  
 ○ その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に課税転換を求めた。結果、下請事業者が課税事業者となったにもかかわらず、その後の価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くこととした。

**>それ、下請法違反となるおそれがあります！**  
 下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為は、下請法第4条第1項第5号で禁止されている「買ったとき」として問題になるおそれがあります。

**【事例3】**  
 ○ 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、課税転換を求めた。  
 ○ その際、「インボイス事業者にならなければ、消費税分はお支払いできません。承諾いただければ今後のお取引は考えさせていただきます。」という文言を用いて要請を行った。また、要請に当たっての価格交渉にも応じなかった。

**>それ、独占禁止法上問題となるおそれがあります！**  
 課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとまらず、課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなど一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合も同様です。

インター  
店  
便り

**S(世界中の) D(誰もが) G(元気になれる) s(作戦！)** 文責：大脇

こんにちは。清々しい初夏を迎え、インター店の裏山の木々の緑も日増しに深くなってきました。6月は、ミネラルとビタミンが豊富な夏野菜がおいしくなる時季ですよ♡ 知っていましたか？サラダにもよく一緒に入っているこの時期の旬な食材のトマトときゅうりは、食べ合わせで気を付けたほうがいいと言われています。栄養価の面で、きゅうりに含まれる酵素・アスコルビナーゼがトマトのビタミンCを酸化させてしまうのでこれを抑制するのに効果的なのが「お酢」。サラダとして食べるのに、マヨネーズや酢入りのドレッシングをかけることで酵素の働きを抑えられるとか。おいしく食べるだけでなく、せつかくの栄養素もベストな状態で摂りたいですよ。

さて、ここ数年テレビや新聞でよく目にする『SDGs (エスディーゼーズ)』。「Sustainable Development Goals」の頭文字をとった造語で、国連が2015年に定めた、2030年までに達成を決めた持続可能な開発目標17のことです。17の目標達成のために出来ることとして、身近なところでは、エコバックを利用するなどプラスチックの使用を避けるとか、「男性は～女性は～」といった言葉を使わないなど様々ありますが、ここで私のライフワークの一つの「ウガンダのSAVO (ウガンダでの孤児院運営等活動)」を紹介させていただきます。



日本では三大義務に「教育(を受けさせる)」があるように、学校に通うことや読み書きができることは当たり前ですが、ウガンダでは「日本の当たり前」が当たり前ではありません。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

家が極端に貧しく育児放棄をされていたり、親からの暴力を受けていた子どもたちが路上生活者となり、教育どころか衣食住もままならない状態で路上で生活している…という現状があります。そんな子どもたちが自立した大人になれるよう活動をしている SAVO ですが、増え続ける教育費負担は限界に達しており、このままでは子どもが学校に行けなくなるという問題に直面しています。子どもたちが学校を卒業できるよう、ぜひともご支援をお願いします。こちらの URL (<http://readyfor.jp/projects/savo2022>)、もしくは「SAVO 卒業」で検索していただくと、クラウドファンディング（募金）ページにいきます。



SDGs の 17 の大きな目標の「4 質の高い教育をみんなに」。それがのちに貧困に終止符を打つと信じています。ぜひよろしくをお願いします。

**あとがき…**：最近はずいぶん（コールドケースにどはまり中♡）ばかりでテレビをほとんど観ていませんが、ふと NHK で SDGs のテーマ曲の「ツバメ」を耳にしてから頭の中でぐるぐる曲が回っています。踊りだしたら…すみません（笑）

行楽日記

北海道・小樽

文責：矢鋪

親戚の法事のついでに足を延ばし、北海道・小樽市へ観光に行ってきました。

札幌から特急に乗り 30 分ほどで到着した JR 小樽駅は、昭和 9 年に建てられたレトロな建物で、駅舎内のあちらこちらに洋燈が配置されています。小樽はかつてニシン漁で栄えた町で、駅から少し離れた海沿いには、その財で建てられたという鯨（ニシン）御殿も残っており見学もできます。しかし今回は子連れなので、そちらへは行かずに駅周辺の有名どころをまわることにしました。

まずは駅近くの「若鶏時代なると」で昼食。有名な鶏の半身揚げも勿論ですが、ザンギ（下味付きの鶏肉のから揚げ）もボリュームーでおいしかったです。子どもたちも大口を開けてかぶりついていました。



その後は、風は強いものの天気は良かったので、小樽運河を抜けて港までぶらぶら歩き、停泊中の船や遠くのヨットを見ながらしばらく休憩しました。最後に、ガラス、オルゴール等のお店が並んでいるにぎやかな通り、「堺町通り商店街」を散策。気になる雑貨店を覗いたり、蒲鉾やソフトクリームを食べて英気を養ったり、と短時間ながらも目一杯楽しみました。



ちょうど北海道は桜の時期でしたので、桜の花びらが舞う中、歴史的建造物を横目に歩くのは風情がありました。なかなか旅行も難しいご時世ですが、落ち着いたらまた違う季節に行ってみたいと思います。

無料経営相談実施中！！

代表 三上による経営相談をご活用ください！

2022 年 6 月開催スケジュール(要予約)

- 6 月 7 日(火) 10~12 時
- 6 月 8 日(水) 13~17 時
- 6 月 9 日(木) 18~20 時

ご予約電話番号 **0120-974-830**

臨時休業日のお知らせ

**6 月 17 日(金)**

誠に勝手ながら、上記日程で臨時休業を予定しております。

緊急の場合は三上(090-1830-5990)までご連絡ください。ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92 TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
- 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108-9 TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
- ◆共通メールアドレス [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)